

（非常信号用具）

第220条 非常信号用具の灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、保安基準第43条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 夜間200mの距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。
 - 二 自発光式のものであること。
 - 三 使用に便利な場所に備えられたものであること。
 - 四 振動、衝撃等により、損傷を生じ、又は作動するものでないこと。
- 2 次の各号に掲げるものは、前項の基準に適合しないものとする。
- 一 赤色灯火の発光部のレンズの直径が35mm未満の赤色合図灯
 - 二 豆電球2.5V・0.3Aの規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない電球を使用した赤色合図灯
 - 三 JIS C 8501「マンガン電池」のR14P（いわゆるマンガン単二形乾電池）の規格若しくはJIS C 8511「アルカリ一次電池」のLR6（いわゆるアルカリ・マンガン単三電池）の規格又はこれらと同程度以上の規格の性能を有しない電池を使用した赤色合図灯
 - 四 灯器が損傷し、若しくはレンズ面が著しく汚損し、又は電池が消耗したことにより性能の著しく低下した赤色合図灯
 - 五 JIS D 5711「自動車用緊急保安炎筒」の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない発炎筒
 - 六 損傷し、又は湿気を吸収したため、性能の著しく低下した発炎筒